

# 中央労基協 Report

令和5年8月

## 《トピックス》

### 「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」の報告書が公開されました

令和5年7月4日 厚生労働省の「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」は、精神障害の労災認定の基準に関する報告書を取りまとめ公表しました。

#### 【検討の背景】

精神障害・自殺事案について、現在は、2011（平成23）年に策定された認定基準に基づき労災認定を行っています。しかし、近年の社会情勢の変化等を踏まえ、精神障害事案の審査をより適切・迅速に行うため、2021（令和3）年12月から検討会を開催し、認定基準の全般について検討を行い、取りまとめたものです。

厚生労働省では、この報告書を受け、速やかに精神障害の労災認定基準を改正し、業務により精神障害を発症された方に対して、一層の迅速適正な労災補償を行っていくこととしています。

主な報告書による3つのポイントは以下のとおりです。

#### 【報告書のポイント】

##### □業務による心理的負荷評価表※の見直し

- ◆具体的出来事「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」（いわゆるカスタマーハラスメント）を追加
- ◆具体的出来事「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」を追加
- ◆心理的負荷の強度が「強」「中」「弱」となる具体例を拡充（パワーハラスメントの6類型すべての具体例の明記等）

※実際に発生した業務による出来事を、同表に示す「具体的出来事」に当てはめ負荷（ストレス）の強さを評価

##### □精神障害の悪化の業務起因性が認められる範囲を見直し

- ◆悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したときには、悪化した部分について業務起因性を認める（現行）

悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」（特に強い心理的負荷となる出来事）がなければ業務起因性を認めていない

##### □医学意見の収集方法を効率化

- ◆専門医3名の合議により決定していた事案を、特に困難なものを除き1名の意見で決定できるよう変更（現行）

専門医3名の合議による意見収集が必要な事案（例：自殺事案、「強」かどうか不明な事案）

※詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください

発行所 公益社団法人 東京労働基準協会連合会（略称：（公社）東基連） 中央労働基準協会支部

〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

\* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、「toukirenchuo」です

◇2024年4月から「労働条件明示のルール」が変更されます◇

労働契約の締結・更新のタイミングの労働条件明示事項が追加されます

明示のタイミング	新しく追加される明示事項
全ての労働契約の締結時と 有期労働契約の更新時	1. <b>就業場所・業務の変更の範囲</b>
有期労働契約の 締結時と更新時	2. <b>更新上限</b> （通算契約期間または更新回数の上限）の有無と内容  併せて、最初の労働契約の締結より後に更新上限を新設・短縮する場合は、その理由を労働者に <b>あらかじめ説明</b> することが必要になります。
無期転換ルール※に基づく 無期転換申込権が発生する 契約の更新時	3. <b>無期転換申込機会</b> 4. <b>無期転換後の労働条件</b>  併せて、無期転換後の労働条件を決定するに当たって、就業の実態に応じて、正社員等とのバランスを考慮した事項について、有期契約労働者に説明するよう努めなければならないこととなります。

※ 同一の利用者との間で、有期労働契約が通算5年を超えるときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換する制度です。

荷主・元請運送事業者の皆様へ

**長時間の荷待ちの改善に向けて、  
ご理解とご協力をお願いします！**



**STOP! 長時間の荷待ち**

- 👉 長時間の恒常的な荷待ちは、  
**自動車運転者の長時間労働の要因となります。**
- 👉 物流を支える自動車運転者の健康のためにも  
**長時間の荷待ちの改善に向けてご理解とご協力をお願いします。**

## 裁量労働制の導入・継続には新たな手続きが必要です

2024年4月1日以降、新たに、又は継続して裁量労働制を導入するためには、裁量労働制を導入する**全ての事業場で、必ず、**

- 専門業務型裁量労働制の労使協定に下記①を追加
- 企画業務型裁量労働制の労使委員会の運営規程に下記②③④を追加後、決議に下記①②を追加し、

裁量労働制を導入・適用するまで（継続導入する事業場では2024年3月末まで）に労働基準監督署に協定届・決議届の届出を行う必要があります。

### 対応が必要な事項

#### ① 本人同意を得る・同意の撤回の手続きを定める

専門型

企画型

【専門業務型裁量労働制】

- ・本人同意を得ることや、同意をしなかった場合に不利益取り扱いをしないことを労使協定に定める※1 必要があります。

（※1 企画業務型裁量労働制では、これらを労使委員会の決議に定めることがすでに義務づけられています。）

【専門業務型裁量労働制・企画業務型裁量労働制】

- ・同意の撤回の手続きと、同意とその撤回に関する記録を保存することを労使協定・労使委員会の決議に定める※2 必要があります。

（※2 企画業務型裁量労働制では、同意に関する記録を保存することを労使委員会の決議に定めることがすでに義務づけられています。）

#### ② 労使委員会に賃金・評価制度を説明する

企画型

【企画業務型裁量労働制】

- ・対象労働者に適用される賃金・評価制度の内容についての使用者から労使委員会に対する説明に関する事項（説明を事前に行うことや説明項目など）を労使委員会の運営規程に定める必要があります。
- ・対象労働者に適用される賃金・評価制度を変更する場合に、労使委員会に変更内容の説明を行うことを労使委員会の決議に定める必要があります。

#### ③ 労使委員会は制度の実施状況の把握と運用改善を行う

企画型

【企画業務型裁量労働制】

- ・制度の趣旨に沿った適正な運用の確保に関する事項（制度の実施状況の把握の頻度や方法など）を労使委員会の運営規程に定める必要があります。

#### ④ 労使委員会は6か月以内ごとに1回開催する

企画型

【企画業務型裁量労働制】

- ・労使委員会の開催頻度を6か月以内ごとに1回とすることを労使委員会の運営規程に定める必要があります。

#### ⑤ 定期報告の頻度が変わります

企画型

【企画業務型裁量労働制】

- ・定期報告の頻度について、労使委員会の決議の有効期間の始期から起算して初回は6か月以内に1回、その後1年以内ごとに1回になります。

# 令和5年度講習カレンダー〔令和5年8月～令和6年3月〕



(公社) 東基連 中央労働基準協会支部 〒102-0084 東京都千代田区二番町9-8

TEL03 (3263) 5060 FAX03 (3263) 6485

<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

10月からの受講費をインボイス制度に対応するため一部の講習で変更がございます(赤字部分)

右のQRコードは、ホームページに繋がります。

令和5年7月18日現在

講習名	月	4～9月受講費[円] 受講料+テキスト代(税込)	8月	9月	10月～受講費[円] 受講料+テキスト代(税込)	10月	11月	12月	令和6年			
									1月	2月	3月	
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	23,210		20(水)～ 22(金)	23,210		28(火)～ 30(木)				13(水)～ 15(金)	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	15,180			15,180	19(木)～ 20(金)						
	石綿作業主任者技能講習	15,180	満席		15,180	4(水)～ 5(木)		14(木)～ 15(金)		21(水)～ 22(木)		
教特育別	第2種酸素欠乏危険作業特別教育	9,810			9,900							
法定講習等	安全衛生推進者養成講習	14,630		26(火)～ 27(水)	14,630		14(火)～ 15(水)		18(木)～ 19(金)		7(木)～ 8(金)	
	衛生推進者養成講習	9,900	4(金)		9,900	25(水)		12(火)		6(火)		
	安全管理者選任時研修	(会員)10,500 (非会員)12,500		7(木)～ 8(金)	(会員)10,560 (非会員)12,540		6(月)～ 7(火)		25(木)～ 26(金)		4(月)～ 5(火)	
	リスクアセスメント担当者研修	(会員)10,500 (非会員)12,500		12(火)	(会員)10,560 (非会員)12,540							
	雇入れ時の安全衛生教育	(会員)2,968 (非会員)3,968			(会員)3,058 (非会員)4,048							
受験準備講習	衛生管理者試験 受験準備講習	第1種3日	(会員)19,000 (非会員)22,000	23(水)～ 25(金)	(会員)19,030 (非会員)22,000	11(水)～ 13(金)		6(水)～ 8(金)				
		第2種2日	(会員)16,140 (非会員)19,140	23(水)～ 24(木)	(会員)16,170 (非会員)19,140	11(水)～ 12(木)		6(水)～ 7(木)				
		特例第1種 1日	(会員)9,400 (非会員)10,400	25(金)	(会員)9,460 (非会員)10,400	13(金)		8(金)				
その他安全衛生講習	熱中症予防管理者研修	(会員)5,310 (非会員)7,310			(会員)5,390 (非会員)7,370							
	総括安全衛生管理者講習	(会員)10,400 (非会員)12,400			(会員)10,450 (非会員)12,430	27(金)						
	新たに選任された衛生管理者のためのセミナー(日程未定)	無料 【しおり代、 825円】			無料 【しおり代、 825円】							
人事労務講習等	新規労務担当者向け実務講習	(会員)12,710 (非会員)15,710			(会員)12,780 (非会員)15,750							
	労働保険(年度更新)・ 社会保険(算定)事務手続講習	無料			無料							
	年金講座【2回セット】	(会員)7,650 (非会員)10,650			(会員)7,700 (非会員)10,670		20(月) 27(月)					
	初級講習者座	労働基準法等基礎講座	(会員)3,660 (非会員)5,660	2(水)		(会員)3,740 (非会員)5,720						
		社会保険【健保・年金】 基礎講座	(会員)4,045 (非会員)6,045			(会員)4,125 (非会員)6,105						
	中級者向け実務講習者座	労働基準法等実務講座 【2回セット】	(会員)8,200 (非会員)11,200			(会員)8,250 (非会員)11,220				16(火) 24(水)		
		労災保険実務講座 【2回セット】	(会員)8,310 (非会員)11,310			(会員)8,360 (非会員)11,330						
		社会保険【健保・年金】 実務講座【2回セット】	(会員)8,035 (非会員)11,035			(会員)8,085 (非会員)11,055	17(火) 24(火)					
	雇用保険実務講座	(会員)3,000 (非会員)5,000			(会員)3,080 (非会員)5,060							
	女性関連セミナー	無料			無料					14(水)		
大会等	中央健康推進大会			15(金)								

※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。(その他安全衛生・人事労務講習等は、一部【案】を含みます。)

※受講料、テキスト代は消費税を含んだ金額となっております。テキスト代は改訂により変更となる場合があります。

※会員とは、東基連本部・支部(中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部)会員をいいます。